

千葉県立保健医療大学健康科学部学科長選考規程施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、千葉県立保健医療大学健康科学部学科長選考規程（以下「規程」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(学科長適任者の推薦)

第2条 教授会は、各学科に学科長適任者の推薦を依頼する。

2 各学科は、各学科所属の教授より学科長適任者を教授会に推薦する。

(学科長候補者の選考)

第3条 教授会は、各学科の学科長適任者に対して投票を行うものとする。

2 教授会は、前項の学科長適任者に対し、無記名により投票し、投票結果を教授会の意見として、学長に報告する。

3 学長は、前項の教授会の意見を参考にして、学科長候補者の選考を行う。

附 則

1 この施行細則は、平成22年10月4日から施行する。

2 第2条第2項に規定する各学科の推薦者には、施行の日に千葉県立衛生短期大学に所属し、千葉県立保健医療大学に兼務する教員及び千葉県医療技術大学校に所属し、千葉県立保健医療大学の非常勤講師である者を含むものとする。

附 則

この施行細則は、令和2年11月19日から施行する。